

## 「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」創設に反対する意見書

政府は、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を改めて刑法等の一部を改正する法案を国会に提出しようとしている。

共謀罪は2003年から2005年にかけて政府が3回にわたり国会に提出したが日本弁護士連合会をはじめ国民の強い反対で廃案となったものである。

この法案には、主に3つの重大な問題がある。

第1に、新たに「テロ等組織犯罪準備罪」を設けていることである。しかし、条文では、処罰対象が「4年以上の懲役もしくは禁錮の刑が定められている罪を実行」する「組織的犯罪集団」とされており、「テロ」とは関係なく広範に罰することができる内容である。

第2に、「組織的犯罪集団」を対象としているがその認定は捜査当局が行うので、解釈次第でいくらかでも対象を拡大することが可能である。

第3に、今回の政府案では、共謀に加えて、「準備行為」などが行われていることが犯罪の構成要件となっている。条文では「その他」とされ、認定は捜査当局の考え一つで拡大することができる。

「共謀罪」は国際組織犯罪防止条約締結のための国内法整備として立案されたものである。しかし、日本弁護士連合会の調査では共謀罪の制定は絶対条件ではなく、その国の法制度のままに批准している国がほとんどであるとのことである。

日本には、テロ防止に必要な銃器の規制でも、銃砲刀剣類所持等取締法で銃や刀の所持が厳しく制限されていることや重大犯罪に限った法律も制定されている。よって、条約批准は現行法制のもとでも可能である。

政府は、東京オリンピック・パラリンピック開催にあたり「テロ等組織犯罪準備罪」が必要であり「共謀罪」ではないと主張する一方で、国際犯罪防止条約を批准するために「共謀罪」が必要だと矛盾した国会答弁をしている。

「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」は、人と人の意思疎通そのものが犯罪となる「内心の自由」を脅かすものである。

先の国会で改悪された盗聴法は、盗聴できる対象や手段が拡大しており、盗聴(通信傍受)が多用されることは明白である。

最近、大分県警による野党統一候補陣営への盗撮事件が発覚したが、「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」によって盗撮や会話盗聴(室内盗聴)などあらゆる手段を用いた市民監視が合法化される恐れがある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」創設反対を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月30日

堺市議会

衆議院議長	}	各宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		